

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止しました。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

指定居宅サービス事業者の氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定の一部の効力を停止した内容	指定の一部の効力を停止した期間
有限会社和	有限会社和	大和高田市 大字大谷五 九〇番地の 一四	福祉用具貸与	一箇月間の 居宅介護サ ービス費の 十分の一の 請求停止	平成二十八 年二月一日 から同月二 十九日まで